

令和8年2月定例教育委員会 会議録

- 1 日 時 令和8年2月13日(金) 開 会 午後4時00分
閉 会 午後4時40分
- 2 場 所 下諏訪総合文化センター 講習室
- 3 出 席 者 山田典史教育長、木村一恵教育長職務代理、荻久保メイ子教育委員、
瀬切陽一教育委員、木下学教育委員
- 4 事務局(説明員)
北澤勝己教育こども課長、今井慎二課長補佐兼保育係長、
保科勝俊課長補佐兼健康スポーツ係長、平澤暁俊教育総務係長、
岩波洋生涯学習係長、矢崎順子こども家庭相談係長、平林美香図書館長、
藤森亮馬教育総務係主査、

令和8年2月定例教育委員会 次 第

令和8年2月13日(金)

下諏訪総合文化センター2階 講習室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告
- 4 付議事項
 - (1) 議案第1号 下諏訪町学童クラブ条例の一部を改正する条例について
 - (2) 議案第2号 下諏訪町こども未来基金条例の一部を改正する条例について
 - (3) 議案第3号 下諏訪町勤労青少年ホーム条例を廃止する条例について
 - (4) 議案第4号 令和7年度下諏訪町一般会計補正予算(第11号)について
 - (5) 議案第5号 下諏訪町乳児等通園支援事業の認可等に関する規則の制定について
 - (6) 議案第6号 下諏訪町特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則の制定について
 - (7) 議案第7号 下諏訪町児童手当事務処理規則の一部を改正する規則について
 - (8) 議案第8号 下諏訪町保育の必要性の認定基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則について
 - (9) 議案第9号 下諏訪町こども未来基金条例施行規則の一部を改正する規則について
 - (10) 議案第10号 下諏訪町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
 - (11) 議案第11号 下諏訪町教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
 - (12) 議案第12号 下諏訪町公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
 - (13) 議案第13号 下諏訪町国民スポーツ大会準備室設置規則を廃止する規則について
 - (14) 議案第14号 下諏訪町勤労青少年ホーム条例施行規則を廃止する規則について
 - (15) 議案第15号 下諏訪町乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)実施要綱の制定について
 - (16) 議案第16号 下諏訪町立小中学校学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

- (17) 議案第17号 下諏訪町人権教育推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱について
- (18) 議案第18号 しもすわ子ども人権ネットワーク会議設置要綱の一部を改正する要綱について

5 報告事項

- (1) エレベーター改修工事の工期延長について
- (2) 令和8年度下諏訪体育館の開館予定について
- (3) 令和8年度下諏訪町高浜健康温泉センター「ゆたん歩^o」の開館予定について
- (4) 令和8年度健康運動施設の開館予定について
- (5) ふれあい広場秋宮スケートリンクの利用実績について
- (6) その他

6 その他

7 閉 会

【会議録】 議事の内容

1 開 会 山田教育長

2 会議録署名委員の指名 瀬切陽一教育委員、木下学教育委員

3 教育長報告

2 (月) ○ 教育支援小委員会

5 (木) ○ 北小参観日 (1・2年)

6 (金) ○ 南小参観日 (5・6年)

12 (木) ○ 町校長会 (南小)

【以下予定】

18 (日) ○ 南小参観日 (3・4年)

○ 北小参観日 (3・4年)

○ 下中地域公開参観日

○ 定例教育委員会

17 (火) ○ 北小参観日 (5・6年)

18 (水) ○ 南小参観日 (1・2年)

19 (木) ○ 社中地域公開参観日

○ いじめ等対策連絡協議会

24 (火) ○ 学校保健会

27 (金) ○ ノース下諏訪ネットワーク総会

質疑なし一了承

4 付議事項

- (1) 議案第1号 下諏訪町学童クラブ条例の一部を改正する条例について
(今井補佐)

「下諏訪町学童クラブ条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

長野県議会 令和7年2月定例会において、校名を改めるための「特別支援学校設置条例の一部を改正する条例」が可決・成立し、令和8年4月1日から現在の「長野県諏訪養護学校」を「長野県諏訪支援学校」に名称は変更されることとなりました。

それに伴い、町の条例についても名称を変更するため一部改正をするもので、第4条中「長野県諏訪養護学校」を「長野県諏訪支援学校」に改めるものとなります。なお、この条例は、附則において令和8年4月1日から施行することとしております。説明は以上となります。

質疑なしー承認

(2) 議案第2号 下諏訪町こども未来基金条例の一部を改正する条例について
〈平澤係長〉

「下諏訪町こども未来基金条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

本件は、下諏訪向陽高等学校が実施する、高等学校の魅力を高め入学志願者数を増やす取り組みに対して、下諏訪町こども未来基金活用事業のメニューに下諏訪向陽高等学校魅力向上支援を追加し取り組みを行うために、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、改め文にてご説明申し上げます。次の4ページの新旧対照表も併せてご参照ください。第1条中「こどもの居場所づくり」の次に「、下諏訪向陽高等学校魅力向上支援」を加えます。また、第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に、第4号として、下諏訪向陽高等学校魅力向上支援 下諏訪向陽高等学校が実施する、高等学校の魅力を高め入学志願者数を増やす取組に対する支援をいう。を加えるものでございます。

なお、この条例は、附則において令和8年4月1日から施行することとしております。説明は以上となります。

質疑なしー承認

(2) 議案第3号 下諏訪町勤労青少年ホーム条例を廃止する条例について
〈岩波係長〉

下諏訪町勤労青少年ホーム条例を廃止する条例について、ご説明いたします。

こちらは、「下諏訪町勤労青少年ホーム」と「下諏訪町公民館」を統合し、下諏訪町公民館の呼び名一つで施設運営していくことに伴い、勤労青少年ホームの設置に関して規定していた下諏訪町勤労青少年ホーム条例を廃止するものでございます。

下諏訪町勤労青少年ホームは、労働施策の一環として、昭和45年に県下2番目のホームとして長野県が設置し、昭和51年に当町に移管されて以降、概ね15歳から35歳までの働く若者の職業に必要な知識を学んだり相談したりする場、また、仕事の余暇を楽しむ場として、多くの方にご使用いただくとともに、運営してまいりました。

その間、平成元年の下諏訪総合文化センターの開館に合わせ、労働部局から教育部局に移管されるとともに、お茶やお花などの習い事やダンスといった運動の講座を引継ぎ、下諏訪町公民館とともに各種講座を開講してまいりました。

平成27年には、設置の根拠法であった「勤労青少年福祉法」が改正され、勤労青少年に対する福祉から、雇用に重点を置く政策へと転換されたことに伴い、ホームの設置条項は削除さ

れました。現在は、同じ「学び」の場として、公民館と同義的な社会教育施設の位置付けで、貸館や講座の開講等を行っているところですが、今般の事業見直しを受け、「学び」の場となる施設の集約化及び別々に行っていた予算執行や事業に対する事務事業の効率化を図るため、勤労青少年ホームを公民館へ統合することといたしました。

説明は以上となります。

質疑なしー承認

(4) 議案第4号 令和7年度下諏訪町一般会計補正予算（第11号）について
〈今井補佐〉

令和7年度下諏訪町一般会計補正予算（第11号）における、教育こども課関係分について、ご説明いたします。

はじめに、繰越明許費につきまして、「①繰越明許費の補正」のとおり、2事業について限度額の設定をさせていただくものです。

3款・5項・子育て支援費の「物価高対応子育て応援手当支給事業」は、高校3年生までの子どもに対して一人当たり2万円を支給するものとなり、令和7年12月24日付けをもって専決処分させていただきましたが、本年3月末に生まれたお子さんへの給付金等の支払いが、年度を跨ぐことが想定されるため、給付金や口座振替手数料等を、8年度へ繰越しさせていただくものです。

続きまして、10款・4項・社会教育費の「総合文化センター改修事業」は、エレベーターの改修工事が、人手不足等の理由で4月以降の着手となることが見込まれ、年度内の事業完了が困難なことから、契約額から本年度中の支出見込額を除いた金額を、8年度へ繰り越しさせていただくものです。

続いて、③「歳出」をご覧ください。

10款・1項・3目・基金活用事業費、24節・積立金の189万5,000円は、ふるさとまちづくり寄附金として31件、187万5,000円を、こども未来寄附金として1件、2万円を賜りましたので、こども未来基金へ積み立ていたします。

なお、年度末における「こども未来基金」の残高は、2,901万5,007円となる見込みです。

2項・小学校費、2目・教育振興費では、『地方創生応援税制寄附金』として賜りました10万円を、英語教科補助指導事業費に充当して、財源振替させていただくものです。

3項・中学校費、2目・教育振興費におきましても、『地方創生応援税制寄附金』として、10万円を賜りましたので、英語教科補助指導事業費に充当して、財源振替させていただきます。

次に、お戻りいただき、歳入をお願いいたします。

17款・1項・3目・教育費寄附金の2万円は、安達(あだち)伸一(しんいち)様から、こども未来寄附金を賜ったものです。

説明は、以上となります。

質疑なしー承認

(5) 議案第5号 下諏訪町乳児等通園支援事業の認可等に関する規則の制定について

〈今井補佐〉

下諏訪町乳児等通園支援事業の認可に関する規則の制定についてご説明いたします。

12月の定例会のときにお話しましたことも誰でも通園制度が4月1日から始まるということで、既に条例の方を議会の方に提案して可決されております。

その条例に基づいて今度は規則、いわゆる申請様式とか、そういったものの規則を定めるものになりまして、17ページ以降がそういった事業、事業者が申請するための様式となりますので、またご確認のほどをよろしく申し上げます。説明は以上です。

質疑なしー承認

(6) 議案第6号 下諏訪町特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則の制定について

〈今井補佐〉

先ほどと同じく子ども誰でも通園制度、正式には下諏訪町特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則ということで、これも12月定例会の方で制定し、可決された条例に基づいて、今度は国の補助を受けるために事業者の方が申請するものとなります。

同じく39ページからの申請書、いろいろな手続きのことにに関して規則で定めることとなるものとなります。またちょっと長くなってしまいますので、ご覧になっていただければと思いますのでよろしく申し上げます。説明は以上です。

質疑なしー承認

(7) 議案第7号 下諏訪町児童手当事務処理規則の一部を改正する規則について

〈今井補佐〉

下諏訪町児童手当事務処理規則の一部を改正する規則ということで、いわゆる国の地方公共団体情報システムというシステム、要は申請様式とか、市町村が発行する許可証とかそういうものを全国一律にしましょうということで国の方が進めてまして、ここでそのシステムが下諏訪町の方で完了したことに伴いまして、国が出す様式が使えるようにということで規則をする改正するもので、50ページの第21条に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、国が定める様式とする、という文言を追加する規則となります。説明は以上となります。

質疑なしー承認

(8) 議案第8号 下諏訪町保育の必要性の認定基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則について

〈今井補佐〉

これも先ほどの説明と同じように国の標準化システムの標準化に基づいて、同じく様式が使えるように、規則の15条に追加する1文を加えるものとなります。

説明は以上となります。

質疑なしー承認

(9) 議案第9号 下諏訪町子ども未来基金条例施行規則の一部を改正する規則について

〈平澤係長〉

本件は、先ほどご説明した下諏訪町子ども未来基金条例と同様に、下諏訪向陽高等学校が実

施する、高等学校の魅力を高め入学志願者数を増やす取り組みに対して、下諏訪町こども未来基金活用事業のメニューに下諏訪向陽高等学校魅力向上支援を追加し支援を行うために、規則の一部改正を行うものでございます。

それでは、55ページをお願いします。第2条第1項の表中に「下諏訪向陽高等学校が実施する、高校の魅力を高め入学志願者数を増やす取組に必要な費用」を加えて、その給付については10分の10以内と規定いたします。説明は以上でございます。

質疑なしー承認

(10) 議案第10号 下諏訪町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
〈岩波係長〉

59ページをご覧ください。本件は、下諏訪町勤労青少年ホームの下諏訪町公民館への統合に伴う規定の削除及び2028年に長野県を会場に国民スポーツ大会が開催されることに伴う規定の加除の一部改正を行うものでございます。

それでは、改め文にて、ご説明申し上げます。次のページの新旧対照表も併せてご参照ください。第3条では、係の設置について、国民スポーツ大会のローイング競技が当町を会場に開催されることから、その対応のため「国スポ推進室」を新設するものでございます。

第4条では、生涯学習系の事務分掌から「勤労青少年ホームに関する」事務を削るとともに、健康スポーツ係が所管していた「国民スポーツ大会に関する」事務を新たに設置する国スポ推進室へ移管する加除を行うものでございます。

第5条では、職制等について、国スポ推進室の設置に伴い、室長の職務を主幹又は副主幹の職層が務める追加を行うものでございます。

なお、以上の改正に伴い、必要な文言整備を加えております。

説明は以上でございます。

質疑なしー承認

(11) 議案第11号 下諏訪町教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
〈岩波係長〉

ご説明いたします。63ページの改め文をご覧ください。

本件は、下諏訪町勤労青少年ホーム条例及び同施行規則の廃止に伴い、規定されていた勤労青少年ホームの館長の印を削る一部改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

質疑なしー承認

(12) 議案第12号 下諏訪町公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
〈岩波係長〉

本件は、下諏訪町勤労青少年ホーム条例及び同施行規則の廃止に伴い、規定されていた同ホームの使用施設を下諏訪町公民館条例施行規則に加えるとともに、規定がなく内規的に扱っていた申請期限及び付属設備の使用申請について、規定化する一部改正を行うものでございます。

第2条の「使用施設」では、勤労青少年ホームの施設としていた、料理実習室、音楽室、和

室1及び2、第1から第3の集会室、講習室及び軽体育室を加え、小ホールを大ホールとともに運用するため、除くものでございます。

第5条の「使用の申込み」では、これまで規定がなく、内規的に扱っていた施設の使用申込みの申請期限について、使用日の2か月前の初日から3日前までに申請書を提出すること、同様に、第6条の「使用の変更又は中止」でも、使用の日にち等の変更又はキャンセルは、使用日の3日前までに申請書を提出することを規定に加えるものでございます。

併せて、プロジェクターやマイクなどの付属設備の使用について、申請書に項目を加えるものでございます。

いずれも、内規的に扱っていた事項を規定化し、使用ルールを明確にすることで、施設運営の効率化を図るものでございます。

説明は以上でございます。

質疑なしー承認

(13) 議案第13号 下諏訪町国民スポーツ大会準備室設置規則を廃止する規則について
〈保科補佐〉

下諏訪町国民スポーツ大会準備室設置規則を廃止する規則について、説明いたします。

資料74ページをご覧ください。

第82回国民スポーツ大会に向けた準備につきましては、令和6年度から健康スポーツ係に準備室を設置して、対応してまいりました。

いよいよ次年度から、実行委員会を立ち上げ本格的な準備を進めていく必要があり、教育委員会に新たな係 国スポ推進室を設置することとなったことから、本規則は今年度をもって廃止いたします。

質疑なしー承認

(14) 議案第14号 下諏訪町勤労青少年ホーム条例施行規則を廃止する規則について
〈岩波係長〉

本議案は、下諏訪町勤労青少年ホーム条例の廃止に伴い、本規則も廃止するものでございます。説明は以上でございます。

質疑なしー承認

(15) 議案第15号 下諏訪町乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱の制定
について

〈今井補佐〉

下諏訪町乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施要綱の制定についてご説明いたします。

主な点だけ説明させていただきます。

第3条、実施日および実施時間につきましては、月曜日から金曜日の平日と実施することとし、下の（1）から（1）まではお正月休み、祝日等のことを規定しており、休日を規定しております。第4条の対象となる子どもにつきましては、6ヶ月以上、3歳未満の子どもとすることを規定しております。それから第5条の利用定員につきましては利用区分ごと、要は1時間ご

とに概ね3人といたします。第6条の利用時間につきましては、対象となる子ども1人につき、ひと月当たり10時間を上限とすることを規定しています。

それからその先は申請等の様式のことを規定しております。また様式については確認していただければと思います。

第11条の利用料につきまして、子ども1人につき1時間当たり300円とすることを規定しております。その下の利用料の減免ということで（1）では、生活保護世帯の減免は300円、実質0円になります。それから下の（2）では、町民税所得割の合計の合計が77,101円未満である世帯については、次のページになりますが、200円の減免とすることを規定しております。説明は以上となります。

質疑なしー承認

(16) 議案第16号 下諏訪町立小中学校学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

〈平澤係長〉

下諏訪町立小中学校学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、ご説明いたします。91ページをご覧ください。

本要綱は、物価高騰により影響を受けている学校給食の提供について、保護者に負担を求めず、安定した学校給食を児童・生徒等へ提供するため、第3条及び附則第2項中、時限を1年延長する一部改正を行い、令和8年度中に提供する学校給食に係る食材等の経費についても、予算の範囲内で補助金を交付するものでございます。説明は以上となります。

質疑なしー承認

(17) 議案第17号 下諏訪町人権教育推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱について

〈岩波係長〉

本件は、長野県の「特別支援学校設置条例」が一部改正され、これまで「養護学校」と呼称していた校名が「支援学校」の呼称に改められたことに倣い、人権教育推進委員会の委員として規定していた「養護学校長」を「支援学校長」に改めるものでございます。

説明は以上でございます。

質疑なしー承認

(18) 議案第18号 しもすわ子ども人権ネットワーク会議設置要綱の一部を改正する要綱について

〈矢崎係長〉

98ページの新旧対照表をご覧ください。

下諏訪人権ネットワーク会議というのは法で定める要保護児童等対策地域協議会を下諏訪町の名称として取り扱っているものになります。いわゆる要対協と呼ばれる会議になりますが、その会議の組織に花田養護学校から代表の方に来ていただいているため、第3条の第2項（5）の花田養護学校代表を花田支援学校代表と改めるものです。

以上です。

質疑なしー承認

4 報告事項

(1) エレベーター改修工事の工期延長について

〈岩波係長〉

エレベーター改修工事の工期延長についてご説明いたします。資料はありません。

今年度、小ホールおよびもみの木モール天井耐震化等改修工事として実施している総合文化センター改修事業でございますけれども、現在一部施設等を使用制限している中、町民の皆様のご理解とご協力により、順調に進捗しております。

しかしながらエレベーター改修工事につきましては、昨今の資材高騰、資材不足に加え、頻発する自然災害等の影響による現場作業員の不足が深刻化する中、着手できない状況が続いております。

業者には、年度内の着手完成を目指し、メーカーと調整いただいておりますが、4月以降の着手となることがほぼ確実となり、年度内の事業完了が困難なことから、工期を延長する変更契約を締結し、エレベーター改修を令和8年度に実施するとともに、先ほど繰り越しの中でお話をしましたけれども計画額から本年度中の支出見込み額を除いた金額を繰り越しをさせていただくものとなります。

なお工期延長の変更契約の締結は議案となりませんので、延長する工期をご報告いたしますと、エレベーター本体の工事を行う建築主体工事が令和8年6月30日まで

エレベーター工事に付随する電気設備工事およびLED照明器具の需要の増加により、納品遅延が発生している。館内一般照明LED化工事を行う電気設備工事が令和8年4月30日まで、両工事の工事監理の履行期間が令和8年6月30日までになります。

エレベーター改修の完了と大規模改修の終了が6月まで延びる状況となっており、さらにご不便ご迷惑をおかけすることになります。ご理解をいただきたいと思っております。また利用者の皆様には直接お伝えするとともに、町ホームページ等で周知を図ってまいります。

説明は以上です。

疑義なしー了承

(2) 令和8年度下諏訪体育館の開館予定について

〈保科補佐〉

令和8年度下諏訪体育館の開館予定について、説明いたします。

資料99ページをご覧ください。

体育館は、火曜日と祝日の翌日、年末年始を休館日として、平日は午前9時から午後9時まで、日曜日、祝日は午後5時までの開館としています。

また町民の皆さまに広く施設を知ってもらうこと、スポーツに親しんでいただくきっかけとして、施設の無料開放日を設定しており、令和8年度は11日施設を無料開放します。

総合運動場につきましては、4月4日のオープンを目指して整備を行い、11月24日から冬季閉鎖する予定です。

疑義なしー了承

(3) 令和8年度下諏訪町高浜健康温泉センター「ゆたん歩°」の開館予定について

〈保科補佐〉

令和8年度高浜健康温泉センター「ゆたん歩^o」の開館予定について、説明いたします。
資料100ページをご覧ください。

「ゆたん歩^o」は、火曜日と火曜日が祝日の場合はその翌日を休館日として、午前9時から午後8時まで、歩行浴プールにつきましては午後5時までの利用としています。

なお、年末年始につきましては、元日を休館日、元日を除いた30日から3日まで午後3時閉館、1月13日と14日は、施設の修繕と全館清掃のため、メンテナンス休館とさせていただきます。また、4月1日から開館以来初の料金値上げを行うこととなり、窓口での案内、ホームページ等において、周知の徹底を図っているところです。

疑義なしー了承

(4) 令和8年度健康運動施設の開館予定について

〈保科補佐〉

令和8年度健康運動施設の開館予定について、説明いたします。

資料101ページをご覧ください。

健康運動施設の休館日は、火曜日と、火曜日が祝日の場合はその前日、また祝日の前日、年末年始を休館日としており、平日午前10時から午後9時まで、土日、祝日は午後5時までの開館としています。なお、健康フィールドの屋外につきましては、午後5時までとなっております。8月15日の諏訪湖花火大会開催日につきましては、周辺混雑のため、祝日分の振替休館日に充てることで調整しております。

疑義なしー了承

(5) ふれあい広場秋宮スケートリンクの利用実績について

〈保科補佐〉

令和7年度秋宮リンク利用実績について、報告いたします。

資料102ページをご覧ください。

ふれあい広場秋宮リンクは、今年も多くの方々にご利用をいただくため、年末から準備を進めてきました。1月7日の開場式に滑走が可能となり、3日間コンディション不良により滑れませんでした。1月18日には予定通り氷上祭を開催し、最終日の2月11日は、雪まじりの雨で滑ることができませんでしたが閉場となりました。今年度の利用者は、3,988人、昨年度と比べ585人の増となり、南小、北小のスケート教室、休日は親子連れで多くの方に、楽しんでいただきました。天然氷のリンクで、温暖化の動向が気にかかるころですが、お神渡りができなかつた年でも、秋宮リンクは滑れたよねと思いをきざんでいただけたかなと思います。

疑義なしー了承

(6) その他ーなし

5 その他

〈平澤係長〉

次回の定例教育委員会の日程は3月27日（金）午後3時30分予定ということでお願いいたします。時間変更等ありましたら連絡させていただきます。

疑義なしー了承

6 閉 会 午後4時40分終了

以上、会議の経過を記して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年3月27日

署名委員 瀬切 陽一

署名委員 木下 学

調整職員 北澤 勝己